第２章　今後の分別収集するごみの種類及びその区分

１．国の動向、本市の方針

これからのごみ処理事業は、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決という段階をさらに進め、循環型社会の形成を目指すものとなっています。

このような背景のもと、平成 17 年２月に中央環境審議会は「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」を意見具申し、これを踏まえて、環境省は平成 17 年５月に廃棄物処理法第５条の２第１項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年５月環境省告示第 34 号、平成 22 年 12 月全部変更、以下「国の基本方針」という。）が改正されました。

国の基本方針では、市町村の役割として、分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際に、その必要性や環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めることとされています。

また、国は平成 19 年６月に「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（以下「指針」という。）を策定しました（平成 25 年４月に改訂）。この指針は、国の基本方針に基づき一般廃棄物の標準的な分別収集区分や適正な循環的利用や適正処理の考え方等を示し、それにより市町村が廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるようにしています。

さらに基本計画では、基本方針の中で、基本施策として「分別収集の拡充」及び「集団回収等の地域の自主的な取組の活性化」を掲げています。

２．分別区分の状況

ごみ分別区分とリサイクルの種類の現状は、表２－１、表２－２及び表２－３に示すとおりです。

現在、本市で収集により資源化されているのは、空きカン、スプレー缶、空きビン、ペットボトル、乾電池、紙パック、白色トレイです。

事業系ごみ及び市民の持込ごみにより資源化されているのは古紙、段ボール、剪定枝です。

集団回収により資源化しているのは古紙類、布類、空きカン・空きビン類です。

なお、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112 号、以下「容リ法」という。）に基づき資源化が推奨されているその他紙製容器包装及びその他プラスチック製容器包装は焼却処理しています。

一方、新聞紙などの古紙類は集団回収での資源化のみで、通常は燃やすごみとして収集され、焼却処理されています。

表２－１　現在のごみ分別収集によるごみ

分別区分	ごみの種類		リサイクルの種類	資源化
燃やすごみ	生ごみ、ビニル包装、紙くず、発泡スチロール、靴、皮革製品、草花など		ビニル包装（容） 紙くず（雑紙） 発泡スチロール（容）	× × ×
埋立ごみ	植木鉢・陶器・コップ・鏡・グラスなど、蛍光灯・小型家電製品・鍋・ヤカン・傘・小型金属類・化粧ビン・小型玩具・プラスチック製品など		鉄くず	○
資源ごみ	空きカン	飲料用などのカン	アルミ缶・スチール缶（容）	○
	スプレー缶	スプレー缶	鉄くず（容）	○
	空きビン	飲料用などのビン	ガラスビン（容）	○
	ペットボトル	飲料用のペットボトル	ペットボトル（容）	○
	乾電池	乾電池		○
	紙パック(拠点)	牛乳の紙パック	紙パック（容）	○
	白トレイ(拠点)	白色のトレイ	白色トレイ（容）	○
粗大ごみ	自転車、ベッド、ストーブ、机、ふとん、たんす、じゅうたん、ベッド、机、ベビーカー、イス、ガスコンロ、ソファー、木の枝（直径 15cm 以下長さ 1m 程度）など		木の枝はチップ化 鉄くず	○ ○

（容）：容リ法対象製品

表２－２　現在の事業系ごみ・市民の持ち込みごみ

項目	ごみの種類		リサイクルの種類	資源化
市民の直接搬入	不燃物として搬入、リサイクル工場で手選別	古紙、段ボール、剪定枝	古紙 チップ化 鉄くず	○ ○ ○
事業系	燃やすごみ	生ごみ、ビニル包装、紙くず、発泡スチロール、靴、皮革製品、草花など	ビニル包装 紙くず（雑紙） 発泡スチロール	× × ×
	不燃物として搬入、リサイクル工場で手選別	古紙、段ボール 剪定枝	古紙 チップ化 鉄くず	○ ○ ○

表２－３　現在の集団回収によるごみ

ごみの種類	リサイクルの種類	資源化
新聞	古紙	○
段ボール	古紙（容）	○
雑誌類	古紙	○
紙パック	古紙（容）	○
布類	布類	○
空きカン・空きビン類	空きカン・空きビン類（容）	○

（容）：容リ法対象製品

３．分別区分の検討

（１）その他プラ容器の分別

その他プラスチック製容器包装類（以下「その他プラ容器」という。）については、第３章で検討します。

（２）古紙類の回収

かつて（昭和 30 年代後半）、有価で回る資源物は民間で取引されており、行政はそれ以外の雑ごみを処理していました。経済発展に伴いごみ量やごみの種類が増え市場が崩れ、リサイクルシステムも崩壊したことにより、行政が資源物の回収に介入せざるを得なくなってきました。こうした中、行政回収と集団回収を併用する自治体が大半となってきています。

本市においても、昭和 36 年に燃やすごみと埋立ごみから始め、現在では、資源ごみと粗大ごみを加えた 10 分別になっています。また、平成４年からは集団回収を導入し、22 年目を迎えようとしています。

元々、民間では採算に乗りにくいものは行政回収し、有価で回るものは民間に委ねるというのが、行政回収と集団回収の関係になります。

集団回収の方が資源物の質が良い、行政回収よりも回収コストが安いという大きなメリットがあります。

しかし、容リ法の施行によって、空きカン、空きビン以外のペットボトル、その他プラ容器なども行政回収の品目になり、行政回収の分別は多品目になってきました。従来は、集団回収が主体で行政回収はそれを補完する形であったものが、現在では行政回収においてほとんどすべての資源物を収集し、集団回収が補完的な形になっている自治体が多くなってきています。

これ以降に、それぞれの施策に関する状況を示します。

①集団回収主体の施策

行政回収は資源物以外の可燃・不燃ごみのみ実施し、資源物はすべて市民が管理・排出します（古紙のみ集団回収という自治体もあります）。集団回収を主体とする場合、市全域で住民組織が必要です。多くの場合は自治会、子供会などで集団回収を実施し、住民組織の形成が困難な一部地域のみ、行政回収という形をとります。

大きな違いは、集団回収は自治体の収集、中間処理施設（手選別、ストックなど）を通さず直接リサイクルが可能となり、集団回収団体への資源物管理などに対して補助金が交付されるという点が挙げられています。

②集団回収は行政回収の補完施策

行政回収を主体としながら、集団回収も支援するなど行政回収と集団回収を併用する自治体です。行政回収と集団回収の２つの方法を併用しながらリサイクル率を上げようとしている自治体が増えています。

自治体によっては２つのリサイクル方法があることで、コストが必要以上にかかってしまう場合もあり、行政回収と集団回収の対象品目を分ける（古紙は集団回収のみで対応など）といった効率化の工夫も必要となります。

③行政回収のみの施策

集団回収に関与する自治体が増加傾向にある中、集団回収はあくまでも民間の取引であるため一切関与はしないという自治体もあります。

本市における古紙類の回収は、「①集団回収主体の施策」を基本として検討します。

集団回収については、今後も継続して支援し、住民組織の形成が困難な一部地域のみ行政回収という方法をとります。行政回収と集団回収の２つの方法を併用することによってリサイクル率を上げることができます。ただし、２つのリサイクル方法があることで、コストが必要以上にかかることが考えられ、民間の古紙回収業者等の活用も含め、行政による回収を検討します。

（３）小型家電の分別・収集

国においては、平成 25 年４月１日から使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号、以下「小型家電リサイクル法」という。）が施行され、資源の有効な利用促進を推進しています。したがって、これに基づき資源化を推進する施策を検討する必要があります。

本市では、平成 26 年 10 月１日から回収 16 品目、市内５箇所に回収ボックスを設置し拠点回収を試行しています。その結果を踏まえて、平成 27 年度の本格導入を検討します。

（４）不燃ごみと埋立ごみの分別

現在の埋立ごみは、リサイクルプラザで破砕するものと、直接最終処分されるものが混在され、作業員の手選別により分けています。

今後は、不燃ごみと埋立ごみが市民の分別の段階から分けるような区分が必要です。

（５）まとめ

今後の分別収集するごみの種類及びその区分については、資源化の促進及び燃やすごみの減量化を図る上で重要な施策となります。その中で、特に「古紙類」、「小型家電」及び「不燃ごみと埋立ごみ」の取り組みに際しては、分別の必要性、効果及び手順などを市民に丁寧に説明し理解を求める必要があり、先に述べた取組方法の検討期間なども踏まえ、適切な時期に実施します。